

令和2年5月1日

保育園、認定こども園  
放課後児童クラブをご利用の保護者の皆さまへ

境町長 橋 本 正 裕

### 町内保育所、認定こども園、放課後児童クラブの運営について

保護者の皆さまには、新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力いただきまして、改めてお礼を申し上げます。

本町では、4月11日に3名の新型コロナウイルス感染症患者の発生が公表されて以来、13名の方の感染が確認されております。町では、これまで町民全世帯を対象にマスクや消毒液の配布を行うなど感染拡大防止のための対策を講じてきましたが、残念ながら感染症患者が増加している状況です。

県では、高等学校や特別支援学校の休校期間を延長したほか、本町でも、町内小中学校の臨時休校期間が5月31日（日）まで再度延長するが決定されました。また、国からは緊急事態宣言が発令されており、茨城県においては、特に重点的に感染拡大防止の取り組みを進めていく必要があるとして、「特定警戒都道府県」に指定されているところです。

このような状況でありますので、本町では、引き続きお子さまやご家庭の感染拡大防止を図る必要があるとの考えから、保育園、認定こども園、放課後児童クラブの利用については、できるだけお控えいただき、ご家庭での保育を継続していただきますようお願い申し上げます。

なお、家庭での保育がどうしても困難な場合には「緊急特別保育」を下記のとおり継続して実施いたします。

保護者の皆さまには、何卒趣旨をご理解いただき、大切なお子さま、ご家族を守るためご協力をいただきますよう改めてお願い申し上げます。

### 記

#### 1 緊急特別保育の継続について

社会の機能を維持する仕事に従事されている方等、どうしても保育が必要なご家庭については「緊急特別保育」を継続して実施します。

なお、ご自宅で保育ができる方については、ご自宅での保育をお願いいたします。

##### 1) 対象期間

令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）まで

##### 2) 緊急特別保育の手続きについて

緊急特別保育が必要なご家庭は、別紙「緊急特別保育利用届出書」に必要事項を記入の上、各施設にご提出ください。（提出後、事情が変わったときは施設にご連絡ください）

（裏面へ）

### 3) 緊急特別保育利用対象者

- ・医療従事者や社会の機能を維持する仕事に従事されている方、ひとり親家庭の方
- ・上記以外の方で、家庭においてどうしても保育ができない場合には、各施設に直接ご相談ください。なお、必要に応じて施設から町に照会し、施設より回答させていただきます。(お時間をいただく場合があります)

### 3 その他

- 1) 保護者やご家族の方のいずれかが在宅する場合は、原則としてご自宅での保育をお願いしますが、個別に事情がある場合は施設にご相談ください。
- 2) ご家庭での子育てにご不安や心配なことがありましたら、施設にご相談いただくか、下記の相談先までご連絡ください。
- 3) 緊急特別保育を行う場合、各施設(保育園・認定こども園)の状況によっては、給食の提供ではなくお弁当のご持参をお願いすることがあります。  
放課後児童クラブについては、お弁当をご持参ください。
- 4) 保護者負担金につきましては、4月同様一度全額お支払いいただき、利用状況に応じて後日精算させていただきます。
- 5) 状況の変化により、上記の対応が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### 【相談先】(平日：午前8時30分から午後5時)

- ご家庭での子育ての不安や心配ごとに関する電話相談  
役場子ども未来課 電話 0280-81-1301
- 健康、育児に関する電話相談  
健康推進室(保健センター) 電話 0280-87-8000

### 4 臨時休園(休業)に関する問い合わせ

役場子ども未来課 子育て支援係  
電話 0280-81-1301